

関西看護医療大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則（以下「学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学の教育課程は、別表のとおりとする。

(科目の開設)

第3条 毎学年における科目、授業時間数及び授業担当教員は、毎学年の初めに示すものとする。

(履修の登録)

第4条 学生は、履修しようとする科目について、あらかじめ履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、別に定める様式により、指定された期日までに学長に届け出てその承認を得ることにより行う。

3 学生は、前2項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更することができない。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる科目は、履修することはできない。

- (1) 履修登録していない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目

(単位の認定)

第6条 各科目の単位の認定は、試験の成績により行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

2 履修する科目の出席時間が、当該科目の授業時間数の3分の2（実習科目にあっては、5分の4）以下の者には単位の認定は行わない。

(試験の方法)

第7条 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出その他とする。

2 試験は、原則として担当教員が実施する。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときはこれら以外の時期に行うことができる。

(公欠)

第9条 次の各号に該当する場合は公欠とし、当該日に実施された履修科目は出席時間として算定する。

- (1) 学校保健安全法上の感染症での出席停止
- (2) 公共交通機関の途絶
- (3) 2親等内の忌引き
- (4) 進学又は就職試験の受験
- (5) その他大学が公欠と認めた日

(追試験)

第10条 定期試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者は、当該事由により定期試験を受けることができなかった科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験受験願（別記様式第1号）に医師の診断書その他当該定期試験を受ける事ができなかつた事由を証する書類を添えて、指定された期日までに学長に提出し、その承認を得なければならない。

（再試験）

第11条 定期試験又は追試験において不合格となつた者で科目責任者が教育上必要があると認めるものに対しては、不合格となつた科目について1回限り再試験を行うことができる。

2 前項の規定に基づき再試験を受けようとする者は、再試受験願（別記様式第2号）を指定された期日までに学長に提出しなければならない。

（成績の評価）

第12条 成績の評価は100点満点とし、成績の評価は、次の基準により担当教員が行うものとする。ただし、再試験に合格した者の成績は60点とする。

◆令和6年度生以前

評価	成績	合 否
A	100点～80点	合 格
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D（不可）	59点以下	不 合 格

◆令和7年度生以降

評価	成績	合 否
S	100点～90点	合 格
A	89点～80点	
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D（不可）	59点以下	不 合 格

2 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該科目を分担する教員の合議により成績の評価を行うものとする。

（試験による不正行為）

第13条 試験において不正行為があつたときは、該当不正行為に係わる科目の試験及び該当試験期間中に既に受験した科目の試験は無効とし、当該試験期間中の以後の受験を認めないものとする。

（履修の制限及び再履修）

第14条 授業科目の履修の制限及び単位を修得することができなかつた授業科目の履修については、別に学長が定める。

（実施規定）

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 1 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。